

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定

昭和 53 年 3 月 13 日

茨城県告示第 294 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき，新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)第 1 の 1 に定める地域の類型を当てはめる地域を，次のとおり指定する。なお，関係図面は，茨城県県民生活環境部環境対策課及び関係市町村役場に備えおいて縦覧に供する。

環境基準		当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	70 デシベル 以下	東北新幹線鉄道の軌道中心から両側へそれぞれ 300 メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち，都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，第 1 種住居地域，第 2 種住居地域，準住居地域及び田園住居地域並びに同法による用途地域の指定のない区域
II	75 デシベル 以下	沿線区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域

備考 この表に掲げる「当てはめる地域」は，河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる区域及び新幹線鉄道事業の用に供する用地を除く。